

# 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合低入札価格調査実施試行要綱

平成23年7月22日

## (目的)

第1 この要綱は、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合(以下「組合」という。)が発注する建設工事等の請負契約に関し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(以下「最低価格入札者」という。)の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを調査する場合(以下「低入札価格調査」という。)の基準等を定めることを目的とする。

## (対象とする契約)

第2 この要綱は、一般競争入札又は指名競争入札による請負契約を締結しようとする場合で、次に掲げるもののうち、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合工事請負等入札者指名選考委員会(以下「指名選考委員会」という。)が当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めた場合について適用する。

(1)建設工事

(2)建設工事に係る建設コンサルタント業務委託

(3)前各号に掲げるもののほか管理者が必要があると認めるもの

## (低入札価格調査基準価格の設定基準)

第3 低入札価格調査を行う基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、建設工事にあっては予定価格の10分の9から10分の7、建設工事に係る建設コンサルタント業務委託にあっては予定価格の10分の8から10分の6まで(地質調査業務にあっては予定価格の10分の8.5から3分の2まで)の範囲内において調査基準価格を定めるものとする。

2 第2第3号に掲げる契約を締結しようとする場合は予定価格の10分の9から10分の7の範囲内において調査基準価格を定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、管理者は契約ごとに適切な価格の範囲内において調査基準価格を定めるものとする。

## (予定価格書への記載)

第4 調査基準価格を定めたときは、予定価格書に当該調査基準価格を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5 低入札価格調査の対象となる工事については、入札参加者にその旨を周知するものとする。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第6 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、保留を宣言し、後日、調査・審査のうえ、落札者を決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(入札結果の報告)

第7 第6に規定する入札が終了したときは、入札執行者は、直ちに事務局長及び総務課長に入札結果を報告しなければならない。

2 総務課長は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに低入札価格調査を実施するものとする。

3 前項に規定する調査は、総務課長、建設課長、用地課長及び必要に応じて総務課長が指名する職員により行うものとする。

(低入札価格調査の実施)

第8 総務課長は、低入札価格調査を実施するときは、次に掲げる内容について、入札者から事情を聴取し、及び必要に応じ関係機関へ照会をして行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 見積書又は内訳書の内容
- (3) 手持ち工事等の状況
- (4) 契約対象工事等の箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (5) 手持ち資材等の状況
- (6) 資材等の購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持ち機械及び設備数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事等の名称及び発注者
- (10) 副産物の搬出地
- (11) その他必要な事項

(低入札価格審査委員会)

第9 第8に規定する低入札価格調査の結果をもとに、最低価格入札者と契約するか否かを審査し決定するため、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合低入札価格審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。この場合において、委員会に代えて当該入札案件に係る

審査委員会等(以下「委員会等」という。)をもってこれに充てることができる。

- 2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 審査委員会の委員長、副委員長及び委員は別表に掲げる職にある者をもって充て、委員会等にあつてはその委員会の職をもって充てる。
- 4 審査委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 6 審査委員会は、必要があると認めた場合は、関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 7 緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回付をもってこれに代えることができる。
- 8 審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

#### (調査の報告)

第 10 総務課長は、低入札価格調査を実施した場合は、調査内容について直ちに審査委員会に報告しなければならない。

#### (審査及び落札決定)

第 11 第 10 による報告を受けたときは、審査委員会は、低入札価格調査の内容を審査のうえ、次に定めるところにより取扱いを決定する。

- (1) 審査の結果、最低価格入札者の申込みに係る価格により、契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、その入札者を落札者と決定する。
- (2) 審査の結果、最低価格入札者の申込みに係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内で入札したその他の者のうち、最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る場合には、次順位者に対して最低価格入札者と同様の手続きを行う。

#### (落札結果の通知)

第 12 第 11 の規定により落札者が決定された場合において、最低価格入札者を落札者としたときは、総務課長は、最低入札価格者にその旨を通知し、その他の入札者にもその結果を通知するものとする。また、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となつた旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となつた旨を通知するものとする。

#### (決定後の措置)

第 13 総務課長は、第 11 により低入札価格調査の対象になった者が落札者と決定されたときは、当該工事担当課長に監督体制の強化その他契約の内容に適合した履行がされるために必要な措置を講ずるよう依頼するものとする。

(その他)

第 14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 22 日から施行する。

#### 別表(第 9 関係)

役職名	所属及び補職名
委員長	事務局長
副委員長	総務課長
委員	建設課長
委員	用地課長